

国民健康保険制度のお知らせ

国民健康保険納税通知書および決定通知書（納付書）について

令和4年度の国民健康保険納税が決定し、7月中旬に世帯主の方（納税義務者は世帯主）へ送付しますのでご確認ください。

昨年度まで特別徴収（年金から引き）で納付していた方も、世帯構成の変更や所得の関係で普通徴収（納付書または口座振替）に変更になる場合があります。徴収方法は通知書に記載されていますので、納め忘れのないようご注意ください。

普通徴収の納付月と納期限について

Table with 2 rows of columns: 納付月, 納期, 納期限. Row 1: 7月, 1期, 8/1(月). Row 2: 8月, 2期, 8/31(水). Row 3: 9月, 3期, 9/30(金). Row 4: 10月, 4期, 10/31(月). Row 5: 11月, 5期, 11/30(水). Row 6: 12月, 6期, 12/26(月). Row 7: 1月, 7期, 1/31(火). Row 8: 2月, 8期, 2/28(火).

※納期限は納付月の末日です。末日が休日の場合は翌営業日になります。（12月のみ26日）

所得申告について

所得の申告（または簡易申告）をしていないと、国保税の正確な算定や軽減などの判定ができません。所得のない方も忘れずに申告をお願いします。

口座振替について

納めに行く手間が省けたり、納め忘れない便利な口座振替を推奨しています。お申し込みの手続きは、指定金融機関へ直接お申し込みください。常陽銀行・水郷つくば農協・みずほ銀行・三井住友銀行・水戸信用金庫・ゆうちょ銀行

国民健康保険納税改正のお知らせ

令和3年度までは、所得割+均等割+平等割の3方式で保険税を算出していましたが令和4年度からは、平等割が廃止となり、所得割+均等割の2方式で算出されます。課税限度額が見直され、医療給付費分が63万円→65万円、後期高齢者支援金分が19万円→20万円に変更となりました。介護納付金分は据置きとなります。

子どもの均等割額の軽減が新たに適用され、0歳から20歳の最初に迎える3月31日までの国保加入者に対し、5割軽減が受けられるようになります。自動判定となるため申請の必要はありません。

詳細については7月中旬に発送となります。国保納税通知書および決定通知書をご確認ください。

限度額適用認定証の更新について（有効期限は7月31日）

現在お持ちの「限度額適用認定証」は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、8月1日以降も必要とされる方。新たに交付を希望される方は、保険年金課に申請をお願いします。

なお、保険税に未納がある場合には交付をすることができません。

また、国保加入者の中に、令和3年の所得について未申告者がいる場合は、負担区分の正しい判定ができないことから、申告をする必要がありますので、ご確認をお願いします。

限度額適用認定証について

「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、医療機関で高額な医療費がかかる場合に、国民健康保険証と一緒に提示することで窓口での支払いが自己負担限度額（食事代、差額ベッド代などは対象外）までとなります。

申請が必要な方

●70歳未満の方 所得の区分に関係なく、更新・交付対象となります。

●70歳から74歳の方 (A)保険証の負担割合が3割の方で、課税所得が14.5万円～68.9万円の方 (B)住民税非課税世帯の方

※右記に該当しない方については、医療機関の窓口において、保険証を提示することで所得の区分が確認できるため、認定証の交付を受ける必要はありません。

申請に必要なもの

- ・申請する方の国民健康保険証
・世帯主および対象者のマイナンバーが確認できるもの
・本人確認書類（運転免許証など）
※別世帯の方が申請を行う場合は、委任状が必要となります。

国民健康保険証の更新について

8月1日より使用できる有効期限が令和5年7月31日の新しい保険証を7月中にお送りいたします。届きましたら記載内容をご確認いただいたうえでお使いください。

※有効期限は年齢や納付状況などによって変わる場合があります。詳しくは後日郵送される保険証に同封されている案内をお読みください。

古い保険証は・・・

有効期限が過ぎた保険証は保険年金課に返却いただくか、ご自身で裁断破棄していただきますようお願いいたします。

就職などで国民健康保険以外の健康保険に加入したら・・・

就職などで国民健康保険以外の健康保険に加入した場合、保険年金課まで届け出が必要になります。

いきいき健幸ひろば

特定健康診査（集団健診）

8月実施分の予約について

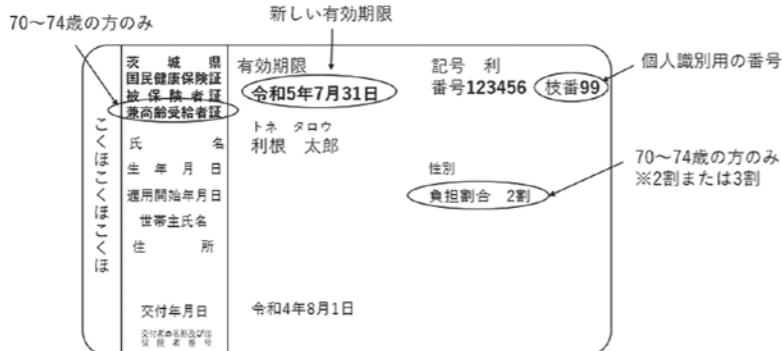
8月の特定健診（集団健診）を左記日程で実施します。受診には予約が必要です。年に1度は健診を受診し、ご自身のお体をチェックしましょう。

●対象者 40～74歳の国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険の加入者、協会けんぽ受診券（セット券）をお持ちの方

●予約期間 8月2日(火)～9日(火)（受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時）※平日のみ

●予約方法 保険年金課へ電話にてご予約ください。ご予約の際に健診希望日、受付時間、お名前、生年月日をお伝えください。

8月1日より使用できる保険証(例)



70～74歳の方

保険証が高齢受給者証を兼ねた「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」となっています。医療機関での負担割合（3割または2割）が記載されており、令和3年分の所得申告により判定されています。

問い合わせ先

保険年金課 国民健康保険係
68・2211
(内線172・173・174)

利根町国民健康保険運営協議会の委員を募集します

利根町国民健康保険運営協議会は、利根町の国保事業の運営に関する重要事項を審議するため設置されております。設置の趣旨は、住民などの各代表が国保事業に関与し、それぞれの立場の利害を調整して事業運営を円滑に進めるところにあります。協議会の委員の構成は12名で、内訳は

- (1) 被保険者を代表する委員 4名
(2) 保険医または保険薬剤師を代表する委員 4名
(3) 公益を代表する委員 4名
となつています。

●募集する委員 被保険者を代表する委員 4名（利根町国民健康保険に加入している方）

●募集期間 7月11日(月)～29日(金)

●任期 令和4年10月1日～令和7年9月30日の3年間（会議の開催は年2回程度で平日に開催）

●応募資格 町内在住の満18歳以上の方で、利根町国民健康保険の被保険者

●報酬 会議出席1回につき、日額4200円

●申込方法 任意の様式に、住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・志望動機を明記し、郵送、Eメールまたは窓口にて持参ください。（7月29日(金)午後5時15分必着）

●選考方法 応募多数の場合は書類選考とさせていただきます。

郵送・申込先

〒300・1696
利根町大字布川841番地1
利根町役場 保険年金課
Email: hoken@town.tone.lg.jp

問い合わせ先

保険年金課 国民健康保険係
68・2211（内線171）



特定健診の日程

Table with 3 columns: 日付, 会場, 受付時間. Row 1: 8月25日(木), 利根町文化センター, 9:00-10:00. Row 2: 8月26日(金), 利根町文化センター, 9:00-10:00. Note: ※各時間 定員30人

予約者には、後日予約確認書および尿検査用のキットをご自宅へお送りいたします。尿検査キットは健診日当日に採取してご持参ください。

問い合わせ先

後期医療係 国民健康保険係
68・2211（内線178・172）